佐々木 晶二 氏 名 学位の種類 博 士(社会工学) 学位記番号 博 甲 第 10442 号 学位授与年月日 令和 4 年 3 月 25 日 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当 審査学術院 理工情報生命学術院 東日本大震災以降に発出された生命・財産に関係する法律及び 学位論文題目 超法規的通知の実態及び今後の改善のあり方に関する研究 筑波大学 教授 有田 智一 主 査 Ph.D. in Regional Science 杳 筑波大学 教授 副 博士(社会工学) 川島 宏一 筑波大学 教授 谷口 守 副 杳 工学博士 査 筑波大学 教授(連携大学院) 博士(工学) 米野 史健 副 (国立研究開発法人建築研究所) 近畿大学 教授 博士 (工学) 副 杳 安藤 尚一

論文の要旨

本研究では、まず東日本大震災時及びそれ以降に発出された法制定及び超法規的通知、及び国会又は地方議会において具体的に法制定の議論又は要望が行われたものの法制定が行われないままになっている事項を包括的に把握している。また、本研究独自の評価手法を設定し、それに基づいて本研究で包括的に把握した法制定等の実態把握結果を評価している。更に、恒久化対応がされていない法制定等について、将来の大災害に備えて円滑な改善策の実施が可能となるよう、「いつ」「誰が」「どのように」その改善策を実施するのか、という観点から構造化して議論を展開している。

本論文は全6章から構成されている。第1章では、本研究の背景、目的、研究対象分野、用語の定 義、独自に設定する評価手法、既存文献などからみた本研究の新規性、独自性について述べている。

第2章では、緊急事態期の超法規的通知について、内閣府「東日本大震災に関連した各府省の規制 緩和等の状況」(平成24年12月12日)に掲載されている通知文について、その本文を独自に収集し て、超法規的通知にあたるもの(33本)及びそれから漏れている通知文(2本)を把握するとともに、 同様に応急期での法制定として臨時的措置(1本)、恒久的対応(10本)、復旧・復興期の法制定として、 臨時的措置(42本)、恒久的対応(25本)を確認し、それぞれの項目について本研究で独自に設定した S評価手法によって推定した結果と実績の違いを分析している。

第3章においては、衆議院等ホームページから未成立法案(継続審査中3本)を把握するとともに、国会議事録及び地方議会議事録から、東日本大震災の際に議論になったにもかかわらず措置がされなかった事項(国会議事録からは15の発言、地方議会では42の発言)を抽出し、S評価手法に基づく推定を行い、未実現となった実績と推定結果が異なる事項について個別事項を分析している。

第4章では、国と地方、執行機関、議会の二軸からみて政府機関関係の修正に係る措置事項として、国の代行制度、超法規的通知、条例制定手続の省略特例を先行して抽出し、それぞれS評価手法に基づいて改善方針を推定するとともに、超法規的通知を発出する際にも訴訟に耐える内容とするための必要な修正案を論じるとともに、事後的な国会報告手続のあり方や超法規的通知を恒久的な対応として法制定するための改正案について論じている。

第5章は、第2章及び第3章で把握した恒久化対応などが未措置の事項である内容として、内閣総理大臣の災害時の調整権限、20年程度の寿命の簡易住宅、復興特区法に基づく規制緩和措置、用地取得制度の改善、建築制限特例法、二段階仮換地指定通知、被災者生活再建支援金の増額、復興交付金計画、災害復旧事業に対する環境影響評価法適用を対象としてとりあげ、それぞれS評価手法に基づいて改善方針を推定している。

第6章では、前章までに論じてきた実態分析を踏まえた改善策について、「いつ」「誰が」「どのように」行うかという観点から、その構造を明らかにするとともに、将来の大災害が発生した際に的確に 改善策を立案するための条件整備及び平時からの備えについて論じている。

審査の要旨

【批評】

東日本大震災時には超法規的通知の発出及び東日本大震災対応に特化した法制定という、東日本大震災のみに適用してその後の災害には適用しないという内容である「臨時的措置」が多数講じられ、これらのうちの相当数が2021年12月末において、将来の大災害に対して適用できる「恒久化対応」が行われないままになっている。これに加えて、被災した地方公共団体などから法制定の要望があったものの、法制定としては「臨時的措置」ですら講じられていない未実現の事項も存在しているが、本研究においてこれらの包括的な実態把握が初めて行われた点で一定の社会的意義を有している。また、本研究では上記の恒久化対応等が未実施の事項についての独自の評価手法を設定し、それに基づき政策実現過程を評価する枠組みを提示するとともに、その具体的な改善の在り方の議論を提示することにより、将来の大災害に備えた対策を講じるうえで重要な知見を明らかにしている。これらは社会工学的にみて優れた成果であり、全体として高い新規性と有用性が認められる。

以上から、社会工学分野における博士論文として十分な水準にあるものと認められる。

【最終試験の結果】

令和4年2月8日、理工情報生命学術院において、学位論文審査委員の全員出席のもと、著者に論文について説明を求め、関連事項につき質疑応答を行った。この結果とシステム情報工学研究群社会工学学位プログラムにおける達成度評価による結果に基づき、学位論文審査委員全員によって、合格と判定された。

【結論】

上記の学位論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(社会工学)の学位を受けるに 十分な資格を有するものと認める。